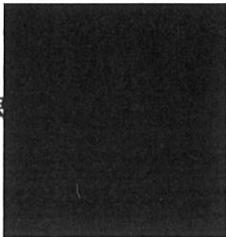




総基料第145号
平成16年6月24日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 三浦 惺 殿

総務省総合通信基盤局長
有 富 寛 一 郎



手続費等に係る接続約款変更申請の算定根拠に関し講ずべき
措置について（要請）

標記に関し、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（料金回収手続費の見直し等）」（平成16年4月20日付け諮問第1114号）に対する情報通信審議会の答申（平成16年6月16日付け情通審第68号の3）において、別紙のとおり提言が行われたところである。

これに関しては、下記の通り貴社において適切な措置を講じられたい。

記

接続事業者が費用負担範囲・費用水準の妥当性について検証することが可能となるよう、今後、手続費等に係る接続約款変更認可申請書の算定根拠において、少なくとも各業務に係るシステム関連費用や業務費用といった内訳を提示すること。

答 申 書

1. 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更については、次の点が確保される場合には、認可することが適当と考えられる（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

通常事業者が事業計画の見直しを実施する平成16年度下半期が始まる平成16年10月1日から適用すること。（考え方7）

2. なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

接続事業者が費用負担範囲・費用水準の妥当性について検証することが可能となるよう、今後、手数料等に係る接続約款変更認可申請書の算定根拠において、少なくとも各業務に係るシステム関連費用や業務費用といった内訳を提示すること。（考え方4）

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
 接続約款の変更案に対する意見及びその考え方
 (料金回収手数料の見直し等について)

意 見	考 え 方
<p>意見1 料率の上昇を可能な限り抑制するため、NTT東西が回収する料金の対象やコスト削減に努めるべき。</p> <p>○ 近年の携帯電話事業者の利用者料金値下げや固定電話発移動体着の通話に係るトラヒックの減少が料率の上昇要因となることは理解いたします。今後については、料率の上昇を可能な限り抑えるよう、現行水準(3.4%)算定時に考慮した、NTT東西殿が回収する料金の対象拡大等の推進やコスト削減に努めていただきたいと思います。(KDDI)</p>	<p>考え方1</p> <p>—</p>
<p>意見2 必要な費用は加入電話等の基本料収入でコスト回収されていることから、料金回収手数料は、接続事業者の料金を回収することにより追加的に発生する増分費用に基づき算定すべき。</p> <p>○ 今回変更認可申請された「料金回収手数料」、「債権譲受手数料」(以下「本手数料」という。)については、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT東西殿」という。)が、固定発移動体着通話など移動体事業者等の他の事業者(以下「接続事業者」という。)が設定する利用者料金を、加入電話又はISDNの契約者に請求する場合に適用されます。</p> <p>従前より、接続事業者は利用者の利益を考慮してNTT東西殿に料金回収を依頼しております。これは、接続事業者が直接、NTT東西殿の利用者に料金請求した場合、各社が個別に請求書発行等を行うこととなり、当該処理に係る請求費用を利用者に転嫁せざるを得なくなることで、また、NTT東西殿の利用に対して接続事業者が直接請求書を発行する場合は、NTT東西殿から顧客情報を提供していただく必要があることから、効率性・利便性を劣化させ兼ねないこと等の利用者に対する不利益要因を排除する必要があり、NTT東西殿に料金請求を依頼することが接続事業者にとっての現実的な選択肢となっているからであります。</p> <p>当該状況を十分にご配慮いただき、今回申請された手数料の認可にあたっては、十分慎重に審議の上、判断がなされるべきであると考えますので引き続きご検討をお願いいたします。</p> <p>NTT東西殿は、自社利用者の料金請求及び料金回収に係る費用について、加入電話及びISDNの基本料金収入からコスト回収がなされているものと考えます。こ</p>	<p>考え方2</p> <p>NTT東日本・西日本が接続事業者の利用者料金を請求するためには、自社の利用者料金を請求する場合と同様、通話データの蓄積・料金計算、請求金額の確定、請求・収納・回収といった業務が発生する。</p> <p>これらの業務に係る接続事業者の負担する費用について、通信回数や請求内訳等の掃納物数に応じたものとして計算することは合理的な方法と考えられる。</p>

れに接続事業者が料金請求を依頼した場合は、一部の費用項目において追加的に発生することになりますが、接続事業者が負担すべき費用は追加的に発生する増分費用に限定されるべきものであり、接続事業者に対する料金回収手数料については、NTT東西殿が加入電話及びISDNの基本料金等の自社料金を請求するに要するコストを除外し、接続事業者の料金を回収することにより追加的に発生する増分費用に基づき算定がなされるべきものと考えます。

しかしながら現状は、NTT東西殿の自社基本料請求に係る費用も含めた総費用をベースに手数料が算定されており、接続事業者に非合理的な負担を強いるものであり、このことはNTT東西殿の基本料金コストの一部を接続事業者に転嫁しているとも考えられます。

また、現行の料率については、近年の携帯電話事業者の利用料金値下げ及び固定電話発移動体着の通話に係るトラフィック減少による影響を受け、適切な水準ではなくなっているとのことでありますが、固定電話発移動体着の通話に係るトラフィック減少要因については、NTT東西殿の適切な水準ではなくなっていることによる料率増加は、その全てを接続事業者に転嫁すべきものとする根拠が不明確であり、NTT東西殿の基本料金コストの一部を接続事業者に転嫁しているとも考えられることから、NTT東西殿の起因によるものと移動体事業者の起因によるものと明確に区分して算定がなされるべきものと考えます。（鷹山他7社）

- また、前述の算定概念のとおり「NTT東西殿が自社の料金請求・回収に要する費用」及び「接続事業者が依頼することによって追加的に発生する増分費用」、「NTT東西殿の起因による増加費用」および「移動体事業者の起因による増加費用」についても明確に区分していただく必要があると考えます。（鷹山他7社）
- 本手数料の算定方法について抜本的な議論がなされるまでの間は、現状の手続費の水準が継続して適用されるべきものと考えます。（鷹山他7社）
- 今回変更認可申請された「料金回収手数料」、「債権譲受手数料」（以下「本手数料」という。）については、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下「NTT東西殿」という。）が、固定発移動体着通話などの移動体事業者等の他の事業者（以下「接続事業者」という。）が設定する利用者料金を、加入電話又はISDNの契約者に請求する場合に適用されます。仮に接続事業者がNTT東西殿の契約者に直接これらの料金を請求することとした場合、接続事業者はNTT東西殿から当該加入者に関する顧客情報（請求先住所など）を受け取った上で、個別に請求書を発行するなどの対応が必要となりますが、そもそもNTT東西殿が全ての加

入電話及びISDNの契約者に恒常的に基本料の請求を行っていることを考慮すると、このようなことは社会的な効率性を歪めることとなり、総体的なコストの増加は最終的に利用者にとって不利益をもたらすことになると思います。従って、これらの料金については、NTT東西殿に料金請求を依頼することが接続事業者にとっての現実的な選択肢となっています。

このような状況を考慮すると、今回申請された手続きの認可にあたっては、十分慎重に審議の上、判断がなされるべきと考えます。以下に弊社の意見を述べさせていただきます。

現在の料金と料金値上げを算定する根拠においては、接続事業者はNTT東西殿の基本料コストを補填していると考えられることから、今回の変更認可申請は認可されるべきではないと考える。

費用負担範囲・費用水準等、算定根拠について不透明であるため、「NTT東西殿が自社の料金請求・回収に要する費用」と「接続事業者が依頼することによって追加的に発生する増分費用」について明確に区分すべきと考える。(ボーダフォン)

- NTT東西殿が接続事業者の料金を回収する際の手続き費については、NTT東西殿が加入電話及びISDNの基本料金等の自社料金を請求するために要するコストを除外し、接続事業者の料金を回収することにより追加的に発生する増分費用に基づき算定がなされるべきと考えます。

そもそもNTT東西殿は、加入電話及びISDNの基本料金を自社の契約者に毎月請求していることから、自社の契約者に対する料金請求及び回収に係る費用が恒常的に発生しており、これらの費用は加入電話及びISDNの基本料金収入にてコスト回収がなされているものと考えます。

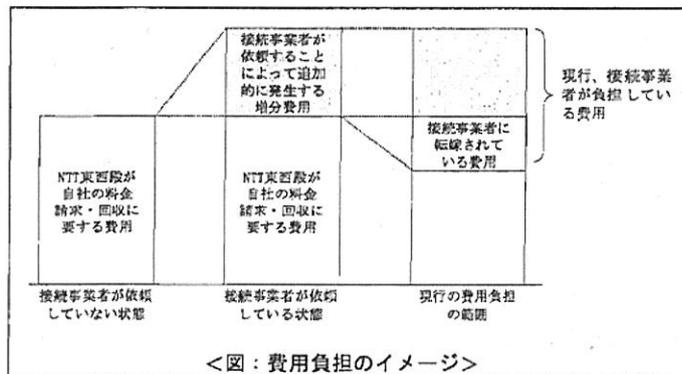
このため、接続事業者が負担すべき費用は、接続事業者がNTT東西殿に料金の請求及び回収を依頼した場合に追加的に発生する、請求書への印字コストなどの増分コストに限定されるべきと考えます。

しかしながら現状は、NTT東西殿の自社基本料請求に係るコストなど恒常的に発生している費用も含めた総費用をベースに手続き費が算定されており、このことはNTT東西殿の基本料金コストの一部を接続事業者に転嫁しているとも理解でき、接続事業者に対して不公平かつ非合理的な負担を強いていると理解できます。

また、これによりNTT東西殿は自社の料金を他の固定事業者殿に比べて非合理的な小売料金の設定が可能になることから、固定事業者間の公正な競争を阻害することになる恐れもあると考えます。(ボーダフォン)

- このため、今回の変更認可申請については認可されるべきではなく、本手続きの算定方法について抜本的な議

論がなされるまでの間は、現状の手続費の水準が継続して適用されるべきと考えます。（ボーダフォン）



- 加えて、「NTT東西殿が自社の料金請求・回収に要する費用」と「接続事業者が依頼することによって追加的に発生する増分費用」について明確に区分することは当然必要なことであると考えます。（ボーダフォン）

意見3 債権譲受手続費について、料金回収手続費と同額とする根拠を説明すべき。

考え方3

- また、債権譲受手続費については料金回収手続費と同額とする根拠のご説明がありません。特にNTT東西殿が弊社料金を含めて料金設定する場合（所謂ぶつ切り料金設定）の弊社からの債権の譲渡については、弊社がEnd to Endで設定した料金の回収手続とは明らかに異なり、より低廉な水準設定が可能なものと考えます。弊社では今後の事業者間協議においてこれらの点の明確化を求める考えでおります。

「債権譲受手続費」と「料金回収手続費」は、必要となる業務（通話ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収）が全く同じであり、かつ、原価も同一となることから、これを移動体事業者の総利用者料金で除して同一の手続費としている。

今回の申請を貴省で認可されるということであれば、上記の点について十分な妥当性の検証をいただけますようお願いいたします。（ツーカーセルラー東京）

意見4 詳細な算定根拠を開示すべき。

考え方4

- しかしながら、今回公表されたNTT東西殿の料金回収手続費等の算定根拠は、原価情報が簡易なものであり、当該原価情報からの費用負担範囲・費用水準の妥当性について検証することが極めて困難な状況であります。当該手続費の算定根拠となる営業費用（切手代、封筒代、用紙代、封入封緘代・システム等の減価償却費・人件費等）項目等の開示は必須事項と考えます。（鷹山他7社）
- 今回の料金回収手続費等の見直しについて、これまでNTT東西殿からご提示いただいた資料では対象原価の範囲や算出方法が不明であり水準の妥当性の判断が難しいものと考えております。（ツーカーセルラー東京）

以下のとおり、NTT東日本・西日本から説明がなされている。

なお、接続事業者が費用負担範囲・費用水準の妥当性について検証することが可能となるよう、今後、手続費等に係る接続約款変更認可申請書の算定根拠において、少なくともNTT東日本・西日本からの説明にあるような各業務に係るシステム関連費用や業務費用等といった内訳を提示すべきである。

当該手続費の原価は、弊社の平成14年度決算値

○ 今回公表されている本手続費の算定根拠では原価の内訳に関する情報が極めて乏しいことから、費用負担範囲・費用水準の妥当性を検証することができません。原価の妥当性を検証するためには、少なくとも各業務における営業費、施設保全費、減価償却費等の営業費用の内訳はもちろんのこと、より詳細な内訳として、切手代、封筒代、用紙代、機能・システム毎の減価償却費・人件費の開示は必須であると考えます。(ボーダフォン)

に基づき、弊社固定電話の料金請求・回収に係る全てのシステム関連費用、人件費及び作業委託費等を範囲として算定しております。

今回、他事業者様からご指摘頂いている費用項目であるシステム関連費用、業務費用(人件費・物件費)、手数料等(郵送料含む)は下表の通りであります。請求書作成・発送に係る業務は一部委託により実施している業務もあることから、封筒代、用紙代、封入封緘代等の詳細まで細分化して費用を把握することは不可能です。(下表において業務費用に含まれております。)

(単位:100万円)

	今回算定(14年度)		
	①NTT東	②NTT西	③東西計
① 通話ごとのデータ基盤・料金計算	12,647	11,583	24,230
システム関連費用	12,647	11,583	24,230
② 請求金額の算定	7,345	7,385	14,730
システム関連費用	7,345	7,385	14,730
③ 請求書表示	2,167	2,170	4,337
システム関連費用	2,167	2,170	4,337
④ 請求・収納・閉会	58,168	62,210	121,378
④-1 請求書編成	23,695	28,545	52,240
システム関連費用	8,848	11,385	20,232
業務費用(人件費・物件費)	14,747	17,160	31,908
④-2 請求書作成・発送	19,452	21,296	40,748
業務費用(人件費・物件費)	8,518	9,953	18,481
郵送料	10,934	11,343	22,277
④-3 収納	10,887	6,908	17,805
システム関連費用	1,319	841	1,993
業務費用(人件費・物件費)	3,467	659	4,125
返送手数料等	6,202	5,808	11,808
④-4 閉会	4,824	6,460	10,494
システム関連費用	484	602	1,086
業務費用(人件費・物件費)	3,980	5,858	9,408
⑤ 回収	17,717	20,824	38,541
システム関連費用	2,127	1,841	4,008
業務費用(人件費・物件費)	15,590	18,983	34,473
⑥ 貸倒損失	3,080	3,150	6,230
費用収支合計	101,014	108,227	209,236

意見5 NTT東西の経営効率化が料金回収に係る業務においてどの程度進んでいるか検証する必要がある。

考え方5

現行料率算定のペースになった平成10年度実績原価と今回の変更案(平成14年度)の原価の比較は以下のとおりである。

原価総額としては、約630億円低減(▲23%程度)している。

なお、NTT東日本・西日本においては、引き続き費用削減努力が望まれる。

(単位:100万円)

	今回算定(14年度)			⑧10年度実績(原価計)			増減率 ⑨⑩-⑧ (%)
	①NTT東	②NTT西	③東西計	⑧NTT東	⑧NTT西	⑧東西計	
① 通話ごとのデータ基盤・料金計算	12,647	11,583	24,230	26,733	▲7,628	▲28.5%	
請求金額の算定	7,345	7,385	14,730	19,572	▲4,842	▲32.9%	
請求書表示	2,167	2,170	4,337	5,277	▲950	▲22.1%	
④ 請求・収納・閉会	58,168	62,210	121,378	—	—	—	
④-1 請求書編成	23,695	28,545	52,240	66,628	▲4,388	▲6.6%	
④-2 請求書作成・発送	19,452	21,296	40,748	52,982	▲12,214	▲29.1%	
④-3 収納	10,887	6,908	17,805	26,450	▲10,554	▲47.1%	
④-4 閉会	4,824	6,460	10,494	76,490	▲76,455	▲726.5%	
⑤ 回収	17,717	20,824	38,541	—	—	—	
⑥ 貸倒損失	3,080	3,150	6,230	7,040	▲810	▲11.5%	
費用収支合計	101,014	108,227	209,236	272,177	▲62,643	▲29.2%	

○ 接続事業者は、当該変更により費用増加となることから、当該手続費の原価水準については、その妥当性を検証することは必須であり、現行料率の算定根拠と今回見直しされる料率の算定根拠との比較する必要があります。(鷹山他7社)

○ さらに、本手続費の原価の水準を検証するためには、現行料率の算定根拠と今回見直しされる料率の算定根拠とを比較することが必要であると考えます。この比較によって、現在NTT東西殿で進めている経営の効率化が、料金回収に係る業務においてどの程度進められているかを検証する必要があると考えます。(ボーダフォン)

○ 本件については、移動体事業者の利用者料金の減少に伴い、NTT東西会社に未回収費用が発生しているという趣旨になっているものと理解しておりますが、通常の企業活動においては、売上高(取扱高)が減少する場合には、それ以上の費用削減努力や効率化を行い収益性を確保することが当然であると考えております。料金回収手続費

<p>用において言えば、まずは NTT 東西会社の経営努力（料金回収手続費のより一層の削減、NTT 東西会社が回収代行を行っている他社料金の拡大等）による改善を検討すべきであり、その改善策が何も提示されていない中で移動体事業者へ全ての費用負担を求めることには反対です。（ディーディーアイポケット）</p>	
<p>意見 6 料金水準の見直しについては、事業者間の十分な協議の中で合意形成されるべき。</p>	<p>考え方 6</p>
<p>○ 東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以降「NTT 東西殿」といいます。）の料金回収手続費等の水準は電気通信事業法の規定により接続約款記載事項且つ認可対象事項となっておりますが、現行水準は過去に NTT 東西殿と関係事業者間で十分な協議の上で適用期間を含めて合意形成したものであり、更には新たな事業者間の合意までは現行水準を適用する旨の覚書も取り交わしておりますことから、今回の見直しについても事業者間の十分な協議の中で合意形成されるべきです。</p> <p>今回の見直し内容について NTT 東西殿から認可申請に先立って弊社へのご説明をいただいております点と、遡及適用しない（現行水準の算定期間である平成 11 年度から平成 13 年度を経過後 2 年以上も水準を据え置いていることを問題としない）点から、NTT 東西殿も過去の事業者間合意を尊重しており、且つ回収手続費等の見直しは事業者間合意が大前提であることをご認識いただいているものと考えます。</p> <p>しかしながら、NTT 東西殿から今回の見直しの具体的な数値が弊社に提示（本年 3 月 12 日）されてから僅か 1 ヶ月後（本年 4 月 16 日）に認可申請されており、その間に十分な協議も行われておらず、事業者間の合意形成もされておられません。</p> <p>これらを踏まえますと、今回の見直しについては引き続き事業者間の協議に委ねるべきと考えます。（ツーカーセルラー東京）</p>	<p>手続費の料金水準については、基本的には事業者間協議において、合意形成がなされることが望ましいと考えるが、事業者間の利害が対立して合意に至らない場合も多いと想定される。</p> <p>電気通信事業法施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号は「料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額」と規定されており、必ずしも事業者間の合意形成が必要とはされていない。</p> <p>ただし、新たな事業者間合意までは現行水準を適用する旨の覚書きを取り交わしているような場合には、十分な協議を行うなど事業者間の合意形成に向けた努力を行った上で総務省に申請されることが望ましい。</p>
<p>意見 7 本年度の事業計画策定後に唐突な料金水準変更により、支払いが増えることは、経営に大きな影響を与えるものであり、適用開始時期について十分な配慮が必要。</p>	<p>考え方 7</p>
<p>○ NTT 東西殿の料金回収手続費等の見直しは、弊社経営に大きな影響を与える条件変更であるため、仮に見直しを受け入れるということであれば、弊社事業計画の維持のためにサービス提供条件の変更を含めた対処方法について様々な可能性の中から他への影響を考慮しつつ慎重に検討する必要があります。</p> <p>仮に今回の申請が標準的な認可スケジュールで認可さ</p>	<p>意見にあるとおり、本手続費の従来の経緯を踏まえれば、接続事業者が本件約款変更を平成 16 年度事業計画に織り込む十分な時間的猶予があったとは考えられないことから、本件約款変更については、通常事業者が事業計画の見直しを実施する平成 16 年度下半期が始まる平成 16 年 10 月 1 日から適用することが適当である。</p>

れ即適用開始されるということであれば、弊社への具体的水準提示から僅か3ヶ月から4ヶ月で見直し後の水準が適用されることとなり、妥当性の検証等の期間も考慮しますと、このような大きな変更を弊社で検討するにはあまりにも短期間であると言わざるをえず、仮に今回の見直しに必要性があるとしてもこのような期間での適用開始は容認できません。弊社では今後の事業者間協議において適用開始時期については十分な配慮を求める考えでおります。

今回の申請を貴省で認可されるということであれば、上記状況を十分にご考慮いただけますようお願いいたします。(ツーカーセルラー東京)

○ 料金回収手続費に関して、その算定方法等について十分な議論が尽くされていない現時点で、現行水準の30%もの費用負担増となるような見直しには反対であり、認可を見送ることを強く希望いたします。(ディーディーアイポケット)

○ また、その見直しについて明らかになった(事業者に対するNTT東西会社からの説明)のが本年3月であり、当社に関しては全くNTT東西会社と意見交換もできないまま、4月に接続約款の変更申請がなされております。多くの事業者が本年度の事業計画を策定した後に、このような形で大きな支払増加(申請内容ではこれまでより約30%もの値上げ)が生じることは、当社のような規模の小さな移動体事業者にとっては、経営に大きな影響を与えるものであり、本件は慎重に取り扱っていただくことを希望します。(ディーディーアイポケット)

意見8 実際費用方式を用いて毎年度で料金を算定することは適切ではなく、また、適切な競争を阻害する。

考え方8

○ 具体的に述べれば、今回の申請内容には、次項に記載する課題があると認識しており、それらに関して今後更に議論を深めていただきたく考えております。

① 現行水準(3.4%)に関しては、3年間の将来的なコスト低減化等を見込んだ算定を行っていたが、今後は単年度での算定を用いる(かつ毎年度決算毎に見直し)ように見直すことが適切かどうか。

② 当社では、請求書の発送を封書ではなくハガキを活用して、郵送費等のコスト削減に努めているが、NTT東西会社殿は未だにほとんどが封書で請求書を出していること等に象徴されるように、NTT東西会社殿の料金回収にかかるコストは高いものと想定される。そのような状況で、料金回収手続費を所謂“実際費用方式”で算定することが適切かどうか。

③ NTT固定発→携帯着における選択中継が実現したこの時期に、選択中継の対象外の通話に対して適用さ

将来需要・将来原価に基づく料金算定は、新規であり、かつ、相当の需要が増加すると見込まれる場合に用いる手法であり、本件について現時点でそのような手法を用いる合理性は認められない。

また、本件は、当該手続費の料金水準の適正化を図るものであり、これを見直すことにより適切な競争環境を阻害されるとは考えられない。

<p>れる料金回収手数料が値上げされた場合、適切な競争環境が阻害されないかどうか。(ディーディーアイポケット)</p>	
<p>意見9 パブリックコメントの公平性・客観性・透明性の確保を高めるため、情報通信審議会の考え方について、パブリックコメントすべき。</p> <p>○ 一般から提出された意見を踏まえて、総務省殿及び情報通信審議会殿の申請／認可に対する考え方を提示し、それらに対して再度広く一般から意見を募集する等の対応を行なって頂きたい。</p> <p>現状、NTT東西殿の接続約款の変更認可申請が行なわれた際には、広く一般から意見を募集するスキームがとられております。しかしながら、これまでの前例を鑑みると、意見募集終了後に非認可となったケースはほとんどなく、提出された意見に対する総務省殿の考え方についても一方的な見解の表明にとどまっていることから、十分な説明責任を果たしていないものと考えます。</p> <p>パブリックコメントのスキームによるプロセスの公平性・客観性・透明性の確保をより高めるために、一般から提出された意見を踏まえて、総務省殿及び情報通信審議会殿の申請／認可に対する考え方を提示し、それらに対して再度広く一般から意見を募集する等の対応を行なって頂きたいと考えます。</p> <p>特に本件については、算定方法の適否を含めた抜本的な議論が必要な事項であり、再度意見を募集するプロセスは必須であると考えます。(ボーダフォン)</p>	<p>考え方9</p> <p>パブリックコメントにおいて提出された意見に対する当審議会の考え方については、接続委員会における審議も含め、会議を原則公開で実施しているところであり、公平性・客観性・透明性は既に確保されている。</p>
<p>意見10 NTT東西の基本料算定と密接に関係する課題であることから、「基本料等委員会」においても議論がなされるべき。</p> <p>○ このように、本手数料についてはNTT東西殿の基本料金の算定と密接に関係した大きな課題であることから、NTT東西殿の基本料・施設設置負担金の在り方について検討がなされる「基本料等委員会」においても議論がなされるべき事項であり、本手数料の算定方法について抜本的な見直しの議論が行なわれることを希望致します。(ボーダフォン)</p>	<p>考え方10</p> <p>本件は、接続事業者が負担する当該手数料の料金水準の適正化を図るものである。</p> <p>なお、この適正化の結果は、基本料に係る費用の適切な配賦にも資するものである。</p>